

平成 16 年 6 月 21 日

総務省

総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課国内通信係

「活用業務」パブリックコメント御担当者殿

ソフトバンク BB 株式会社

取締役 CTO 筒井 多圭志

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の日本電信電話株式会社等に
関する法律第 2 条第 5 項に規定する業務に係る認可申請に関する意見

平成 16 年 5 月 24 日付にて募集のあった、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の日本電信電話株式会社等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する業務に係る認可申請に関する意見募集」につき、別紙の通り意見を送付させていただきます。

問い合わせ等については、下記連絡先で対応いたしますのでよろしく御願い申し上げます。

連絡先

〒103-0015
東京都中央区日本橋箱崎町 24 番 1 号
日本橋箱崎ビル

ソフトバンク BB 株式会社

取締役 CTO

筒井 多圭志

TEL 03-5641-3039

E-MAIL ttsutsui@softbank.co.jp

[別紙本文]

「総務省の考え方*」条件 2 について

利用者の電気通信番号について同番移行を行う場合は、0AB～J 番号を用いて IP 電話サービスを提供する他事業者との同等性を確保する観点から、加入者交換機が有する既存の番号ポータビリティの仕組みを活用すること。

この条件案について、加入者交換機が有する既存の番号ポータビリティの仕組みが、現在の FAX によるものではなく、自動化の可能なシステムベースで、他の電気通信事業者が、NTT 同様に、OSS システムを紙ベースやファックスベースではなく、電子的にリクエストを投入できる仕組みを整備することが公平な競争条件を確保するために必要であると考えます。

「総務省の考え方」条件 3 について

集合住宅ユーザ向け IP 電話サービス（仮称）に関して、加入電話及び INS64 の契約に関して得た加入者情報であって、他事業者が利用できないものを用いた営業活動を行わないこと。

この条件案について、INS64 等の回線を、他の競合事業者が 0AB～J のナンバーポータビリティ収容の IP 電話をつなごうとすると回線パラメーターが必要になります。それらの情報が、お客様が手元の回線交換機の工事業者を呼んで設定確認工事を行わざるを得ない様な事態が生じぬ様に、他の事業者に開示される必要があります。

* 「NTT 東西の活用業務認可申請に対する総務省の考え方」以下同じ。

以上